

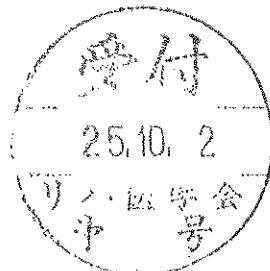
医学会発第33号
平成25年10月2日

日本医学会分科会
理事長・会長 殿

日本医学会長
高久史麿
[公印省略]

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について

平素より、本会の事業推進にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
厚生労働省医政局総務課長より、標記について別添のとおり周知依頼がありました。
貴学会の会員各員に周知の程よろしくお願ひ致します。
また、詳細については厚生労働省医政局総務課 (Tel 03-3595-2189) にお問い合わせください。



医政総発0927第3号
平成25年 9月27日

日本医学会 会長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について

標記について、別添のとおり、各都道府県医政主管部（局）長に通知を発出いたしましたので、貴職におかれても、当該通知の内容について御了知いただき、管下会員に対する周知、協力方お願い申し上げます。



医政総発0927第2号
平成25年 9月27日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
(公印省略)

計量法上の水銀柱メートル及び水柱メートルに係る計量単位令の改正について

表記計量単位については、計量法（平成4年法律第51号）附則第3条第3項及び計量法附則第4条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）に基づき、平成25年9月30日をもって法定計量単位から削除されることになっていたところであるが、今般、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）により、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表第6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、法定計量単位として恒久的に使用することが可能となったので、貴管下医療関係団体及び関係業者等に対する周知方ご配慮願いたい。

事務連絡
平成25年9月26日

厚生労働省医政局総務課長
土生 栄二 殿

厚生労働省医政局経済課長
城 克文 殿

経済産業省産業技術環境局
計量行政室長 高野 芳久

生体内の圧力の計量単位に係る計量単位令の改正について（周知依頼）

平素は、計量行政の円滑な遂行にご尽力頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、計量単位令の一部を改正する政令（平成25年政令第287号）によって、これまで計量法附則第四条の計量単位等を定める政令（平成11年政令第273号）（以下「生体内圧力政令」という。）に基づき、平成25年9月30日を使用期限として法定計量単位とみなされていた水銀柱メートル（mHg）、水銀柱センチメートル（cmHg）、水銀柱ミリメートル（mmHg）、水柱メートル（mH₂O）、水柱センチメートル（cmH₂O）及び水柱ミリメートル（mmH₂O）の6単位（以下「水銀柱メートル等」という。）が、特殊の計量に用いる計量単位として計量単位令別表6第11号に追加され、生体内の圧力の計量に用いる場合に限り、水銀柱メートル等を法定計量単位として恒久的に使用することが可能となります。

つきましては、下記留意事項とあわせて、医療従事者、医療機器関係団体に周知いただきますようお願ひいたします。

ご理解、ご協力の程よろしくお願ひいたします。

記

○政省令の改正内容

1. 圧力の法定計量単位は、パスカル（Pa）、ニュートン每平方メートル（N/m²）バール（bar）及び気圧（atm）並びにこれらの計量単位に10の整数乗を乗じたものを表す単位【例：ヘクトパスカル（hPa）、ミリバール（mba）】ですが、生体内の圧力を計量する場合に限り、従来から特殊の計量に用いる法定計量

単位として位置づけられていたトル (Torr)、ミリトル (mTorr) 及びマイクロトル (μ Torr) に水銀柱メートル等が追加される。

(計量単位令の一部を改正する政令)

注) 血圧の特殊の計量に用いる法定計量単位は、従来同様、水銀柱ミリメートル (mmHg) のみです。

2. 上記 1. の措置に伴い、生体内圧力政令は廃止される。

(計量単位令の一部を改正する政令附則第 2 項)

3. 上記 1. の措置に伴い、追加された計量単位の標準となるべき記号 (mHg 等 6 記号) を追加する。

(計量単位規則の一部を改正する省令。平成 25 年経済産業省令第 50 号)

別添：平成 25 年 9 月 26 日付け関連政省令官報（写）

(参考) 計量法上の留意事項

1. 非法定計量単位は、取引又は証明に用いることはできません。(計量法第 8 条)

【例：医療機関が発行する診断書に非法定計量単位である重量キログラム每平方メートル (kgf/m²) や水銀柱インチ (inHg) を用いる場合が考えられます。】

注) 取引又は証明に該当しない場合は、用いることができます。

【例：学術論文など学術研究における単位の使用などが考えられます。】

2. 非法定計量単位による目盛り又は表記を付した計量器は、販売し、又は販売の目的で陳列することはできません。 (計量法第 9 条)

注 1) 輸出すべき計量器は対象外です。

2) 法定計量単位を併記して販売することは可能ですが【例：頭蓋内圧計に Pa と mmHg とを併記】、法定計量単位に非法定計量単位を併記して販売することはできません【例：気道内圧計に Pa と inHg とを併記】。

以上

1 平成 25 年 9 月 26 日

官 報

明治二十五年三月三十一日
新規便
可

日 次

政 令

- 国土交通省組織令の一部を改正する政令 (二八一)
- 国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (二八二)
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令 (二八三)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の一部を改正する政令 (二八四)
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二八五)
- 関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令 (二八六)
- 計量単位令の一部を改正する政令 (二八七)
- 予防接種法施行令の一部を改正する政令 (二八八)
- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二八九)

〔条 約〕

- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約 (二〇)

〔省 令〕

- 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令 (税務・財務三)

〔公 告〕

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十六条の規定に基づく権限又は事務の委任についての一部を改正する件 (同九)
- 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させる件 (気象庁八)
- 自動車重量税印紙の形式の全部を改正する件 (財務三〇)
- 氣象庁予報警報規程の一部を改正する件 (税務・財務一)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約の効力発生に関する件 (外務三〇)
- 自動車重量税印紙の形式の全部を改正する件 (財務三〇一)
- 管区気象台等の所掌事務の一部を分掌させる件 (第二二三条関係)
- 自動車重量税印紙の形式の全部を改正することとした。(第二二二三条関係)
- この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。

裁判所
破産関係

諸事項

四

- | | | | |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|------------------------------------------|
| 1 | ○国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令及び国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (政令第二八二号(財務省)) | 2 | ○管区気象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。(第二二二三条関係) |
| 3 | ○国民年金法等の一部を改正する法律 (平成二四年法律第九九号) を改正する法律 (平成二五年一〇月分以後の物価スライド特例水準の国家公務員共済組合法の年金について、一〇パーセント引き下げるとしたことに伴い、年金の額を一〇パーセント引き下げるための改正を行うこととした。(第二二三条関係) | 4 | ○海洋気象台の名称及び位置に関する規定を削除することとした。(第二二二三条関係) |
| 5 | ○この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。 | | |

〔告 示〕

本号で公表された
法令のあらまし

第一七三三条関係

第二二二二号(国土交通省)

第一七〇三条及び
航空局安全部企画課等の所掌事務を変更することとした。(第一六五三条、第一七〇三条及び第一七二二三条関係)

第一七二二三条関係

第一七二二二号(財務省)

第一七二二二号(外務省)

第一七二二二号(内閣府)

第一七二二二号(文部科学省)

第一七二二二号(厚生労働省)

第一七二二二号(農林水産省)

第一七二二二号(経済産業省)

第一七二二二号(環境省)

第一七二二二号(法務省)

第一七二二二号(内閣府)

第一七二二二号(文部科学省)

第一七二二二号(厚生労働省)

第一七二二二号(農林水産省)

第一七二二二号(経済産業省)

第一七二二二号(環境省)

第一七二二二号(法務省)

第一七二二二号(内閣府)

第一七二二二号(文部科学省)

第一七二二二号(厚生労働省)

第一七二二二号(農林水産省)

第一七二二二号(経済産業省)

第一七二二二号(環境省)

官報 木曜日 26日 9月 25年 平成3

◇開税割当制度に関する政令の一部を改正する政令(政令第二一八六号)(財務省)	
1 開税割当制度が適用されている物品二〇品目のうち、半年ごとに開税割当での数量を定めている四品目について、平成二五年度下期における数量をそれぞれのとおり定めることとした。(別表関係)	
H 乾燥した豆(ひよこ豆、綠豆及びひら豆以外のもの)	
コーンスタークの製造に使用するもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの	
(二) とうもろこし その他のもの(車体燃料用のもので粉碎その他の加工をしてないもの以外のもの)	
(三) 素芽 でん粉及びイヌリン並びにでん粉等の調製食料品のうちでん粉が最大の重量を占めるもの	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇計量単位令の一部を改正する政令(政令第二一八七号)(経済産業省)	
1 生体内の圧力を計量する単位として用いられている水銀柱メートル等について、特殊の計量用いる計量単位に追加し、その定義を定めることとした。(別表第六関係)	
2 計量法附則第四条の計量単位等を定める政令(平成二一年政令第二一七三号)は、廃止することとした。(附則第二項関係)	
3 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇予防接種法施行令の一部を改正する政令(政令第二一八八号)(厚生労働省)	
1 予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。(第一条、第二十三条、第一七一条、第二一条、第二四条及び第二六条関係)	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇予防接種法施行令の一部を改正する法律施行令の一部を改正する政令(政令第一一八九号)(厚生労働省)	
1 原子爆弾被爆者に対する接護に関する法律による介護手当の額の改定を行うこととした。(第八条関係)	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第二九二号)(内閣官房)	
1 共同機関から削除し、海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四五年法律第三二六号)第四十二条の三第一項の指定海上防災機関を指定公共機関として追加することとした。	
2 この政令は、平成二五年一〇月一日から施行することとした。	
◇所得に対する租税に関する二重課税の回避及び既得の防衛のための日本国とニュージーランドとの間の条約(条約第一〇号)(外務省)	
この条約は、経済的及び人道的交流等に伴つて発生する国際的な二重課税の回避等を目的として日本国とニュージーランドとの間で課税権の調整等を行うものであり、その概要是、次のとおりである。	
1 この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び復興特別法人税、ニュージーランドについては所得税に適用する。(第一条及び第二条関係)	
2 この条約上、一定の用語は、それぞれこの条約において定義された意義を有し、この条約に定義されていない用語は、各締約国の国内法上有する意義を有する。(第三条、第五条関係)	
3 不動産所得に対しては、不動産所在国において課税することができる。一方の締約国の企業の利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰属される利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。(一方の締約国において課税することができる。一方の締約国においてのみ課税することができる。)	
4 配当に対する源泉地国における課税は、親会社が子会社から受け取る一定の配当については免除され、その他の配当については一五パーセントを超えない税率により行われる。利子に対する源泉地国における課税は、一〇パーセントを超えない税率により行われる。(第一〇条、第二二条関係)	
5 不動産、不動産化体株式、一定の破綻金詰機関の株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しても、源泉地国において課税することは、能够である。その他の財産の譲渡収益に対しては、譲渡者の居住地国においてのみ課税することができる。(第一三三条関係)	
6 一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合にのみ当該他の締約国において課税することができる。当該他の締約国において課税する場合は、当該他の締約国において課税することができる。(第一四条、第一六条関係)	
7 一方の締約国の居住者が支払われる退職年金に対する支給は、当該他の締約国において課税することができる。(第一四条、第一六条関係)	
8 匿名組合契約に関する規定では、当該一方の締約国においてのみ課税することができる。	

平成25年9月26日木曜日

官報

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特別等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特別等に関する法律に基づく租税条約に基づく認定に関する省令(平成十六年財務省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二号を加える。
七 所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約第十二条5

附 則
この省令は、所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○經濟産業省令第五十号
計量法(平成四年法律第五十一号)第七条の規定に基づき、計量単位規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

計量単位規則の一部を改正する省令

計量単位規則(平成四年通商産業省令第八十号)の一部を次のように改正する。

[アン]	Torr	を
大気圧メートル	mHg	
大気圧ハイドロメートル	mb	
水銀柱ハイドロメートル	mmHg	
水銀柱メートル	mHg	
水銀柱メートル	mmHg	
トル	Torr	

に改める。

附 則

この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

○国土交通省令第八十号

気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)第六条第三項、第四十三条の四第一項及び第四十三条の五の規定に基づき、気象業務法施行規則及び気象等證明及び鑑定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

気象業務法施行規則及び気象等證明及び鑑定規則の一部を改正する省令

(気象業務法施行規則の一部改正)
第一条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「沖縄気象台長及び海洋気象台長」を削る。

第五十三条第一項中「沖縄気象台長及び海洋気象台長」を「及び沖縄気象台長」に改め、同条第三項中「沖縄気象台長及び海洋気象台長も行なう」を「及び沖縄気象台長も行う」に改める。

(気象等證明及び鑑定規則の一部改正)
第一条 気象等證明及び鑑定規則(昭和二十九年運輸省令第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「海洋気象台」を削る。

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則

(施行期日)
この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

(氣象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の氣象業務法施行規則第一条の規定により海

洋気象台長に対してされている届出は、第一条の規定による改正後の同令第一条に規定する親浦施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に対してされた届出とみなす。

(氣象等證明及び鑑定規則の一部改正に伴う経過措置)
この省令の施行の際現に氣象等證明及び鑑定規則第一条の規定により海

洋気象台長に対してされている届出は、第一条の規定により当該依頼により証明又は鑑定を受けようとする事実が発生している依頼は、同項の規定により当該依頼により証明又は鑑定を受けようとする事実が発生した場所を管轄する氣象官署(第二条の規定による改正後の同令第一条に規定する氣象官署をいう)に対してされた依頼とみなす。

○国土交通省令第八十一号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十二号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十三号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十四号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十五号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十六号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十七号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十八号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。

○国土交通省令第八十九号
国土交通省組織規則(平成十一年法律第四百三号)及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月二十六日

国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。